

同(中澤茂一君紹介)(第二七二八号)
同(永井勝次郎君紹介)(第二七二九号)
同(西宮弘君紹介)(第二七三〇号)
同(野口忠夫君紹介)(第二七三一号)
同(野間千代三君紹介)(第二七三二号)
同(芳賀貢君紹介)(第二七三三号)
同(長谷川保君紹介)(第二七三四号)
同外二件(華山親義君紹介)(第二七三五号)
同(原茂君紹介)(第二七三六号)
同(日野吉夫君紹介)(第二七三七号)
同(平岡忠次郎君紹介)(第二七三八号)
同外七件(平林剛君紹介)(第二七三九号)
同(細迫兼光君紹介)(第二七四〇号)
同(前田榮之助君紹介)(第二七四一号)
同外一件(松井政吉君紹介)(第二七四二号)
同(松井誠君紹介)(第二七四三号)
同(松浦定義君紹介)(第二七四四号)
同(松平忠久君紹介)(第二七四五号)
同(松原喜之次君紹介)(第二七四六号)
同(森義視君紹介)(第二七四七号)
同(八木一男君紹介)(第二七四八号)
同(八木昇君紹介)(第二七四九号)
同(矢尾喜三郎君紹介)(第二七五〇号)
同(山内広君紹介)(第二七五一号)
同(山口丈太郎君紹介)(第二七五二号)
同(山崎始男君紹介)(第二七五三号)
同(山田耻目君紹介)(第二七五四号)
同(山中日露史君紹介)(第二七五五号)
同(横路節雄君紹介)(第二七五六号)
同(吉村吉雄君紹介)(第二七五七号)
同(和田博雄君紹介)(第二七五八号)
同(受田新吉君紹介)(第二七八七号)
同(鈴木一君紹介)(第二八〇八号)
同(只松祐治君紹介)(第二八二三号)
同(吉川兼光君紹介)(第二八二三号)
高等学校産業教育手当の実習助手に対する支給制限撤廃等に関する請願(秋山德雄君紹介)(第二七六二号)
同(稻村隆一君紹介)(第二七六二号)

今日の會議に付した案件
私立學校教職員共済組合法等の一部を改正する
法律案（内閣提出第一〇五号）
文教行政の基本施策に関する件

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。二宮武夫君。

大臣は、今国会の当初におきまして、大臣としての文教行政に対する所信表明の中で、私学についてはこのように言われております。「私学についてはその役割りの重要性にかんがみ、かねて私学振興方策を進めておりますが、さらに適切な方策を推進するための調査会を設けて有識者の意見を承りたいと存じております。」こういう非常に慎

より、全治およそ二カ月間の傷害を負わしたものであるという告訴状であります。この事件につきましては、この事件当時一一〇番で二時四十五分ごろ世田谷警察署のバトカーが臨場いたしましたして、告訴人である被害者を本署に伴ひまして、事情を聞いて被害届けを受理しております。それから被告訴人につきましては、世田谷警察署の刑事課長が大学におもむいて事情を聞きまして、任意同行を求めたのでございますが、口論したことは認めましたが、暴力をふるつたことは否認いたしました。なお、高血圧のために外出はできない。取り調べが必要なら自宅で取り調べてもらいたいというので、一応事情を聞いた上で引き上げております。翌日、十月三日に告訴人が診断書を提出してきております。その際は、告訴状は待つてくれということ、告訴状は提出せずに、先ほど申しましたとおり四月一日に告訴状を提出してきたわけでございます。この事件につきましては、現在警察のほうで傷害容疑で捜査中でございます。

以上でございます。

○二宮委員　大体の概要はわかりましたが、実は

おきましては、わすか五センチの飛び出しナイフを持つことも禁止するという非常にきびしい規制をいたしておるわけでございますけれども、大学の学園の中には学生同士あるいは学校側における教授間のあつれき、こういふ問題が非常にたくさん存在しているように聞かわけでございます。あるいはそれぞれの運動部などにおきましても、上級生が下級生をなぐるということは、これは当然のことのように行なわれており、ここに暴力的な行為が非常に多く存在しておるということを非常に心配するわけであります。六十万の学生は、特に地方からは國公立の学校に入れない場合には私立の大学を選んで入つてまいります。ところがその学校の中の学園の自治と申しますか、学園内における教育のやり方というものは、非常に一方的に学園の独裁者がこれを推進していくというやうな傾向がある学校も間々見受けるわけでございます。いま指摘いたしましたのは東京における相当歴史の古い学校でございますけれども、このやうな、学長は限打したことは否認しておりますけれども、とにかく第三者の医師が診断をして二月

○二宮委員 大体の概要はわかりましたが、実は

ども、とにかく第三者の医師が診断をして二カ月

先般私が質問いたしました際に、齋藤局長は大学

の傷を与えるというよりな問題が起っている。

の自治という問題から、文部省としてはあまりい

同時にこれに關連をいたしまして、おまへは日々

ろいろな問題に立ち入りたくないという態度で、

ろからあの佐藤教授と行動、思想をとめてこして

この私立学校法の一部を非常に強調されました、

おったからということで、もう一人の教授が学校

報告を受ける、あるいは積極的な調査というよう

に出でくる必要がないといふことを言ひ渡され

な問題については御発言がなかったように私は記

同時に學長代理をつとめておつた上、その三

憶しておるわけですが、百八十五校の私

上という教授も、おまえも学校に出てくる必要は

立大学、六十万の学生が収容されておる、どうい

これに連鎖したままでは結局三名の救済が

う大学の事態につきましては、**国公立と並んで国**

柴田学長から一方的に、学校に出てくる必要がな

の教育の非常に重要な部分を担当しておるわけで

いということを書いて渡されてゐるといふ実態があ

ありますから、私、私立学校法の問題を調べてま

るわけでございます。これらについては、私学の

いりましたが、文部省は、人事権に介入したり、

教育を尊重する意味から申しますと、いさ少し費

あるいは学園自治を侵害したりという意味でなく

極的に、不当介入をするのではなくて、指導助

て、善意における大学の管理あるいは大学の状況

言、助成をするという意味からも、実態把握を文

の聴取あるいは調査、こういうものに対しては積

部省ではしておく必要があるのではないかと

極的にやるべき問題が数多くあるのではないかと

よりに考えるわけでありませう。そのいふ点につき

いうように考えておるわけでございます。特に、

まして、私立大学のあるべき姿といふものに付し

たとえば銃砲刀剣類等の取り締まりをする法律に

まして、文部大臣はどのような構想を持っておら

れるのか。調査会をつくって皆さん方の意見を聞くことという事でございませうけれども、文部大臣はそのほかにございまして、こういう大学の教育のあり方については多くの発言をなさっていることを私は事実ここに持っておりますけれども、集約いたしまして文部大臣の私学のあり方に対して所見を承りたいと思つておられます。

○愛知国務大臣 私立大学の持つ教育上あるいは社会上の重大な使命ということにつきましては、ますますこれが強調されなければならぬ時期になつてゐると私は考へて、そういう前提のもとにいろいろ積極的な助成策について各方面の御協力を仰いで前進をはかりたい、積極的に対策を講じたいと考へてゐるわけでございませう。先般文部省設置法もおかげさまで成立いたしましたので、早急に私学振興方策調査会の発足をする用意万端を整えておるわけでございませう。これにつきましても前々から御指摘がございましたように、私としても非常な意欲を持って対処してまいりたいと思つておられます。

ところでただいま御提起になりました国士館大学の問題でございますが、これは齋藤局長からも前会でお答えいたしましたように、現在の制度あるいは法律のもとにおきましては、大学の自治という非常に大切なたてまえもございませうし、ただいまお話しもございましたように、かりそめにも不当介入というようなことのそりを受けることがあつてはならない、こういう考へ方でおるわけでございませう。特に当事者がすでに告訴をし、そしてたゞいま警察庁からも御答弁のように捜査中になつておりますので、公正な司法当局の判断によつて結果が明確になると思ひますので、その結果を待ちまして善処いたしたいと考へておるわけでございませう。しかしながらこれは法律上の問題であり、あるいは自治の問題というのは非常に微妙なことでありましてだけに、われわれとしてもこういう事件が起こりましたことは非常に残念に思つてございませう。また文部省としても、捜査の結果によつてこの事実が明らかになるまでの間に、仮想に私の意見を申

し上げるのめいかかと思ひますが、ともかくこういうふうな問題が起こつたという事は非常に残念なことである。今後こういう事象が起らないように、何といひますか法律上の責務ではないにしても十分注意をしておかなければならぬ。これによつて、たゞいまお話がございましたが、事実上の指導と申しましようか、そういう面につきましてもこの問題はいろいろとわれわれに考へさせられる事態を提起したように思ひますので、善意における注意、あるいはこういふ事象が起らないためにはどうしたならばいいだろうかとということについては、これを契機に十分に考へてまいりたいと考へておられます。

○二宮委員 こうした問題の直接の責任者である齋藤局長にお尋ねいたしますが、この前の御答弁で私が得ました印象は、非常に学園の自治を尊重するのあまりに、こうした私立大学等に対する指導、助言というやうなものが消極的なやうな印象を受けたのでございませうけれども、そういうことではやはり大臣に今後十分な文部行政をやるための一つの方向づけといひますか、あるいは資料の提供と申しますか、そういう点について局長として私は不十分ではないかと思ひます。なおそれは法律的にも私立学校法において、学園の自治を侵害しない限りにおいては各所にそれぞれの立場が文部大臣の責任として明記されておる。こういう点についてはいささか、問題が起つたからどうこうというのではなくて、この調査の権限、あるいはこれを設立しておるところの学校法人の性格そのものについても、十分な検討を日ごろからしておき、局長の御意見を承りたい。

○齋藤(正)政府委員 一般的に申しまして、たとえば私立学校の法人の理事の相互におけるいろいろなトラブルとかあるいは役員以外の教授陣容と役員とのトラブルというやうな問題につきましても、私、前に申しましたのは、そういう事象が見えましたが、一々これに対して関与することが私立学校法を通じて全体の思想から見えてい

ものであらうかといふことの趣旨で申し上げたわけでございます。と申しますのは、特に大学になりますれば、私立学校といふ考へ方のほかに、やはり大学として成規の条文以外におよそ大学に対する考へ方といふものが一般的にあるわけでございます。その際に私どもは両当事者からいろいろ文部省に対して争ひを打開するための事実上のあつせんと申しますか、あるいは調停と申しますか、そういう種類のきざしが見えて、そしてそれに乗り出したほうがいいという場合に決して労働を惜しむものではないのでございませうけれども、千差万別いろいろあります学内の事情等に基づいて発生いたしますことに、あまり過敏にわれわれが手を差し伸べるということはいかかなものであらうかといふ趣旨で申し上げたのでございませう。

なほ、私学法のたてまえといたしましては、実はこの学校法人の監事といふものが相當の職責を持つておりまして、そしてそのやうな問題については、単に財政上の監査だけではなくて、監事は積極的にそのやうな問題につきましても評議員会やあるいは所轄庁に對しても、いささか――要するに運営がうまくいかなかつた場合に、その解決の端緒を開くやうなシステム、それが私学法のたてまえでございます。理事が自主的にやるほかに監事がそういう端緒を開いて、場合によれば評議員会なりあるいは所轄庁に連絡してくるというたてまえでございますけれども、實際上そういう問題では必ずしも監事の職責といふものが十分に行なわれないうやうな面も過去のいろいろな事例から見ましてもあるわけでございます。私どもは決してこの私学の全体のあり方についての調査、関心というものが消極的であるといふことではなくて、具体的な事件について言ひ出す限度といふものについては、なお慎重にしなければならぬという意味で先般もお答えしたやうなわけでございます。

○二宮委員 私がお尋ねしておるのには、齋藤局長がこの前御答弁になつたのは、私立学校法の第五條における学則の変更あるいは学校の閉鎖等に対して積極的に文部省が見ていくといふ問題が主たる任務であるといふことを強調された。ところがそのほかに学校法人の設立あるいはその事業内容そのほかにについても調査し研究をするところの任務が法的にもあるわけでございます。それはお認めになりますか。

○齋藤(正)政府委員 設立につきましてはこれは一定の手続がありますけれども、文部省が認可すべき責任者となるわけでございます。○二宮委員 私立学校振興会といふものをつくつて、百億の一般財源をこれに出資をいたしまして、学園の拡張をやつたり建設をやつたりする方向に努力しておる実態あるいは財政投融資の金を回しておるやうな実態は、十分私も了解をするわけでございますが、あまりに――私は悪意をもつて言つてゐるのではありません。善意でこれを野放しにするといふこと自体に、非常に問題が起つた後に、さてそこでいろいろ問題を処理しよう、それまではあまり関知しないといふ野放しの状態にあること自体がいかにどうかといふ問題でございます。そこで、そういう点については相當に責任を持つて調査をしなければならぬ責任が私は文部省に法的にあると思ひます。そこで、お尋ねいたしますが、ただいま問題になりました国士館大学の中に、私も実はわからぬのでございませうけれども、非常にへんてこな建物がある。選挙権銀行クラブという二階建ての建物がこの中にあるわけでございます。これは一体何を

しているのですか。

○齋藤(正)政府委員 いまの御指摘の点、事情を承知いたしております。○二宮委員 そういう点を私は絶括的にでもいから、なかなか手の届かない問題ではあるかも知れませんが、やはり指導助成をする意味からも、文部大臣の責任下にあるやうな問題については調査をしておき責任があるやうかと思ひます。これはわからぬといふことであれば後日調査をしてお示しをいたしたい。私にもわかりません。学園の中に選挙権銀行クラブといふことに奇妙な存在があるわけですが、これは一体何しているのか

る任務であるといふことを強調された。ところがそのほかに学校法人の設立あるいはその事業内容そのほかにについても調査し研究をするところの任務が法的にもあるわけでございます。それはお認めになりますか。

ということを想像しますと、いろいろな想像が成立するわけでございますけれども、どうも自由な学園の真理探究の教育というものを本腰にやっている学校なのかどうかということが非常に疑われてくるわけでございます。

そこでもう少しお尋ねしておきますが、この学校法人の寄付行為を見てまいりますと、五人の理事の中に剣木という参議院議員も入っている。それから顧問の中には池田勇人、藤山愛一郎、佐藤榮作、岸信介、賀屋興宣、一萬田尚登というようないわゆるそうそうたる政治家が名前を連ねておるわけでございます。一つの学校法人の教育方針の中に、これも私、理解に苦しむのですけれども、非常に妙な目的がうたわれておるようでございます。

いまして、これがたして憲法を是認し、教育基本法を前提とし、あるいは学校教育法を根拠にしたところの学校の運営であろうかということを疑うものでございませうけれども、私はこういう顧問の方々にも責任を持ってもらねばならぬ問題であらうかと思ひます。こういういわゆる実力者、権力を持った人々を顧問に持つことによって、私立学校であるところの大学が教育的に偏向性を持つてくるというおそれはないとはいへないでございます。これらについては知りませんが、存じませんでは相済みない問題であると私は考えております。

こういう相当に名の売れた大学でございます。これらに寄付行為であるいは学校の实体や教育の方向づけやその他の問題が、先ほど申し上げました基本法あるいは学校教育法というものを基本にして学校教育をやるのだ、こういう定款に十分ひとつ目を通していてもらわないと、非常に相乖離したところの実態が出てくるのではないかと。言いかえしますと、平和を主張しながらも非常に心配をされるような思想がこういうところから芽を出してくるのではないかと。おそれもないわけではございません。

七十四歳の学園長が四十八歳の教授をなぐつた、これは否認しているから今後の捜査でわかる

と思ひますけれども、こういうようなことが平気で、しかも二百人の学生の面前でやつたという問題もあるやに聞いておるわけでございます。これももし一学期が始まりまして、この三人の教授が学園から追放されるといふ問題が起つてまいりますと、それにつれて学生が動揺する動きが多分に出てくるのではないかと。これも考えられる。あるいはこれを押えるために、学園内におけるところのほんとうに私が望んでおるような教育と違つた方向に教育が指向されるのではないかと。この心配もあるわけなのでございまして、これは齋藤さんに十分今後とも調査をお願い申し上げたい、そしてこの委員会に責任を持って御報告をお願いしたいと考えております。

○齋藤(正)政府委員 最初にお触れになりました学園内の建物問題その他につきましてもできる限りの調査をして御報告申し上げます。

○二宮委員 これはたまたまこういうことが新聞に報ぜられて、教授間におけるトラブルが表面化したわけでございますけれども、それより以前にはやはり文部省としては、法に示された範囲内における概括的な調査というものは一応やつておく必要があるのではないかと、いつ尋ねられても、大体どの学校の性格といふものはいろいろものだ、ここにはどういふ者が顧問をしておるのだか、あるいはこれは非常に右翼思想の強いところの学校であるとか、あるいはこれは非常に公正な教育の行なわれておる学校であるとかいう色分けぐらいの判別は、文部省としては指導するために把握しておく必要があると考えられます。私は国士館大学に限って言つておるものではございせん。全般について十分な積極的な善意のある調査をして、実態の把握をしていただきたいと思います。

○三木(喜)委員 関連。今回の事件についてたまたま私立学校の問題が大きくなつてくろろアップされておるだけに、私はその内容がやむやみの間に舞はれるというところは問題があらうと思ひます。いま齋藤局長がその内容についてはまだ

詳しくは存じていないということでございます。調査するということでも終つておるわけでございます。調査すれば、これは十分に御調査いただいで、私立学校といふものはどういふぐあいにあるべきかという、今度は一つの方策を立てる場合です。それから、それを示していただきたいと思います。

そこで、私はこの問題についてはいま言つたそういう大きな立場と、もう一つは事件そのものの真相を文部省としてはどのように把握しておられるか、往々にしてこういう学校に起つておる問題は、故意にその教授の悪業を言い立ててそれを追放するとかいふことがよく行なわれるのです。そういうことになれば私立学校に行つたところの教授といふものはおちおちと教育に専念できない、あるいは学園の研究に専念できないということが起つてくると思ひます。特に国士館大学につきましても非常に世間が注目しておる学校です。その事件の真相と、それから学校経営自体の真相といふものを明らかにしていただきたいのです。

私はいまその二つに分けた事件の真相の中で、いま二宮委員のほうから言われましたように、表へ出ておるのはいさういふことでもない悪いという名分を立てておるようだけれども、文部省としてはこの事件の真相原因といふものをどういふぐあいにとらえておられるのですか。こんなことをしておるのはいさういふことでもありません。

○齋藤(正)政府委員 佐藤英雄教授の問題並びに佐藤嘉祐、三上弘之助教授の問題につきまして、国士館大学側の一応の報告を聴取いたしております。ただ問題の核心になつておりますところの、十月の初めに行なわれまして傷害の問題につきましては、ただいま刑事局長から申されたように捜査の段階の問題でございますので、学校側がどう言つたといふふうなことを、いまお答えのあつたところでございますので、ただいま申し上げないで、事案の結果といふものを見たほうがいいと思ひます。

なお、お三名の地位の問題につきましても、こ

れは学校側から一応の話を伺つてはおりますけれども、これもすでに東京地裁に地位保全の仮処分申請というものが行なわれるやに聞いております。そこで事実関係につきまして両者の言ひ分といふものがはつきりするだろうと思ひますので、これにつきましてもいま特に私のほうからこのことを申し上げないほうがいいのじやないかと思ひます。私もこの被解雇者の側のほうには接触ございせんけれども、学校側のほうにつきましては新聞にも出たことございまして、また当委員会からも資料要求もございましたし、質疑もあるということでございますので、一応の聴取はいたしておるわけでありませう。

○三木(喜)委員 ちよつと私はおかしいと思ひますがね。この学校をいま顧問として相当な人が援助しておる。それだからあなたが言えないというなら、これは私は問題だと思ひます。そういうところへの遠慮だつたら遠慮なしに言つて下さい。これは国会審議の場ですからね。それから、あなたはいま刑事事件として事実司直の手が入つておる。だからその時点においていろいろ明らかになるだろう、こうおっしゃつていますけれども、それは最終段階において刑事事件として起つたことを調べるのであつて、私たちの問題にしたいことは、教育問題として、こういう事件が起るその以前の問題があると思ひます。それを文部省として把握する。大臣が言われましたように、なるほど私学に対しては援助して支配せず、この思想は厳として私は持つていたきたいと思ひます。しかしながらいまおっしゃるような、世間に対して非常に問題を提起したという事件については、そういうふうに言わず、見ざる、聞かざるというふうな態度でやられるところに私はおかしい問題があると思ひます。そういう問題はもつとはつきりとつかまえていただきたいと思います。

○三木(喜)委員 ところで文部省は、こうした右翼的な学校に対しては、何も言う言わぬのか、あるいはまた、具体的に言えば、陰で援助しておる、いまこの話の中にもそういう節がうかがわれるの

で、非常に遺憾に思っています。それ以前の問題を、
そういうふうに学校側の調書が出ていたのだつ
たら、本人側のこともお聞きになることくらいは
私はいちおう思うのです。だからこの学校をつぶす
とか存続するとか、そういうところまでいけばこ
れは行き過ぎですから、これは大臣がかねがね言
われておられますように、また私立学校法にも示し
てあるように、法の示したとおりにはいかなけれ
ばならぬと思うのですけれども、もう少し積極的
に、意欲的に、この問題はとらまえておいていた
だきたいと思うのです。どうですか。

○藤藤(正)政府委員 御指摘がございましたが、
それが構成員であるから事情を述べないというこ
とを申し上げたつもりではなくて、いま私どもは経緯
につきましても概略学校側から、九月三十日に医務
室において学生と看護婦が談笑しておつて、それ
を契機にして、学長が佐藤教授に監督上の注意を
した点と、それに対する学長の所見その他をいた
だいております。ですから、いまそれを契機と
して、傷害の事件として取り上げられておるか
ら、これをここで事ここまかに申さないでよからう
という趣旨で申し上げたわけであつて、これを別
に聞いた事柄を私が申し上げることが何らかの影
響があるからということでは差し控えているわけ
では毛頭ございません。それからもう一つは、この
一方の当事者であります三教授につきましても、接
触は、私どももございません。ですから、それを学
校側の言い分とそれから教授側の言い分とを並べ
て、ここでその御説明をするというだけの資料が
ないというところを申し上げたのでございます。

○三木(喜)委員 学校の言い分をひとつ要点的に
言つてみてください。それから一方被害者のほう
の申し立ては聞いておられぬのですか、そこに問
題があるのではありませんか。
○藤藤(正)政府委員 国士館大学からの報告の要
点を申し上げます。

九月三十日に学長の学内巡視の際、授業中医学
室において学生と看護婦が談笑しているのを見、
これに注意をした。その注意のいきさつにつきま

しては別に詳しいメモがございします。また責任者
の佐藤教授に監督上の注意をした。翌日佐藤教
授——校医であり、医務室の監督責任者——は当
該看護婦の勤務状況につき、学長に面会をし、報告
をし、若干の言い争ひをした。佐藤教授は看護婦
の採用についても責任と権限を持つておるという
ことでございします。この校庭における論争のあ
つた、佐藤教授は世田谷署に通報し、署員二名が
来校して事情を聴取した等の事情は、先ほど刑事
局長から報告があつたとおりであります。

同教授は同日の学長との論争の以後大学に出席
せず、十月分の給料は自宅に送金したものであ
ります。同教授は現在なお在籍しており、学校側
としては解雇の事実はない。本人からは十一月以
降の給料は送つてもらふ必要はないとの申し出が
あつた。ただ共済組合の掛け金は、本人の希望に
よつて三月分まで学校側で立てかえて支払つてお
るというところでございします。これは大学側の言
分でございますが、大学側は本人を解雇した事実
はなく、佐藤教授が不当解雇として地位保全仮処
分を申請するということとは、理解できないという
趣旨のことを申し上げております。

それから第二の問題であります佐藤嘉祐、三上
弘之助教授の問題でございますが、この両助教
授につきましても、同大学の講師であります松本正
雄氏より、講師の地位を得るにつかましても、三上
三上助教授のやつたことにつかましても問題がある
という訴えがございまして、これを学長が詰問を
したところが、その事実が認められた。そこで学
長は両氏が謝罪をするかあるいは辞職をするかと
いう選択を迫つたところが、個人の病氣という理由
で辞職の申し出を口頭でなしたということござ
いします。この辞職の意思を申し出たのは十一月十
日ごろであつて、その後授業には出ていないとい
うことであります。両氏には十一月分までの給料
は支払つたが、以後は支払つていない。両氏の希
望によりまして三月までは一応共済組合の組合員
としての地位を持つておきたいということ、こ
れも学校側で掛け金等の支払いをしておるとい

ことでございします。これは学校側の言い分によ
りますれば、両氏は四月になれば他の学校に就職す
るから、そのときまでは学校に籍を置いてほしい
という趣旨で申し出たということでありまして、
人事につきましても、原則によりましては、教
授会は学長の諮問に依つて人事に関することを審
議することとなつておるので、本件についてはす
でに本人の両助教授より口頭の辞職の申し出
であるので、これを二月二十六日の教授会に報告
する形式をとつたということでありまして、
以上が学校側から聴取した概要でございます。

ただおわかりにくいのはなぜ両者の関係等につ
いて学長が詰問したかということの事情につかま
しては、また学校側のあれがございしますけれども、
これをいまとまかに申し上げるのは、本人の名誉
のこともございしますし、あるいは私どもも御指摘
のように、学校側の一応の報告を受け取つた段階
でございしますので、これらの点については差し控
えたいと思ひます。

○三木(喜)委員 その報告書は学長から出して
るのですか、大学から出ておるのですか。

○藤藤(正)政府委員 事務局長を呼びまして私の
ほうで担当官と調べました。ただ、その覚え書き
につかましても別に学長の署名入りのものを私は
受け取つております。

○三木(喜)委員 その調査は一方的になつてお
るということは明らかになつたわけですが、一方被
害者のほうからも、これは刑事的な面ではなくて、
行政の面として聞いておいていただきたいと思
う。それでなかつたら片手落ちにならうと思
う。それでまたこの問題につきましてもお伺いする機会
があらうと思ひます。

そこで大臣にお聞きしたいのですが、非常に私
学の財政的な危機がいま訪れてまいりまして、こ
れについて私たちが非常に心配し、何とかしなけ
ればならぬ、すでにこれに対処するところの調査会
も設けられようとしておるわけなんです。しかし
ながら財政的にだけ援助し、これを心配するだけ
では事は十分とはいえないと私は思ひます。い

ま非常に有名な学校でも教授会が二つに分かれて
しまつて、内部分裂を起してゐるところがある
と思ひます。これは後ほどまた私学問題が根
本的に検討されるとき触れようと思つたわけだ
が、しかし、そういうことや、いまこの国士館
大学にあらわれておるような、学校教育としてこ
れでいいのだからというような問題を含んでお
る学校もあると思ひます。そういうことにつ
いてやはり全体的な把握、それから私学にあらわ
れておるところの弱点、問題点というものを全体的
にとらえてもらふなければならぬと思ひます。
そういう点について大臣として、介入しない
ということはけっこうな思想です。しかしながら
全体的な把握ということやら指導ということとは私
は必要だと思ひます。そういう点についての御見解を
聞いておいて私は終りたいと思ひます。

○愛知国務大臣 先ほど御質問にお答えをいたし
ましたように、この国士館大学の問題についてい
えば、私は二つの問題の取り上げ方があると思
ひます。一つは、刑事事件あるいは民事上の訴えに
なつてゐるようでありまして、その訴えにつ
いてはやはり公正な調査の結果にまつべきも
のであつて、したがつて齊藤局長もたつてお尋
ねがありましたから、たまたま大学側から出てき
た報告の概要を申し上げたのであつて、私たちは
意図的に片手落ちの調査をするなどという意図は
毛頭持つておりません。その事実はあくまでも具
体的な事案として調査の結果にまつて、先ほども
申しましたように善処したいと思つておりま
す。

しかしそれとは別に、私学全体についてもつと
実態を掌握しておかなければならないという御指
摘に対しては全く同感でございします。これは言
いわけがましくなりまして、御承知のように
数も非常に多ございしますし、文部省としての手
も少ない。ことに文部省というの出先機関とい
うものもございしません。またそれがいい制度であ
ると思ひますけれども、そういう関係もあつて、な
かなか実態の把握に欠けてゐるところが多々あ

たことと思ひます。この点については問題のある
なにかかわらず、とにかく客観的な実態だけは
積極的に、できるだけ詳細に掌握しておかなけれ
ばいけないと思ひます。そういうふうな基本的な
態度でまいりたいと思ひます。

それからいろいろ御意見を伺ひましたけれど
も、もう一つの点は非常に微妙なむずかしい問題
があると思ひます。あそこは大学は右翼的であ
る、あるいは左翼的であるというふうな、何と申
しますか常識的な断定ぐらいで、そこに何か指導
助言をするとかいうようなことを、必要以上とい
うか、軽々にそういう発想の上に立つた行政をや
ることは、日本の文教政策上非常に大きな問題に
なると思ひますから、その点につきましてはいろ
いろの御意見は十分尊重してまいりたいと思ひま
すけれども、これに對しましては、それこそ文部
行政の最大の重点であると思ひますから、慎重の
上にも慎重に取り扱つてまいりたいと思ひます。

さておるといふ給与状況である、こういうこと
でございます。なお調査を依頼いたしましたこと
ろ、この学校では早稲田大学の給与体系を基礎に
いたしまして、その八割ないし九割を支給するとい
う給与体系を推し進めておるといふのが実態であ
るし、今後はこれを基本にして給与体系を検討し
ようと思ひておる、検討中である、こういう内
容でございます。

給与と国立の大学の先生の給与の比較は、全国平
均ではたしか九割といふことで、若干若干低い
といふことで、平均的には大差がない。したが
いましてかなり低いものもあるわけでございますか
ら、いいところはむしろ国立より高いといふ
現状でございます。高等学校になりますと、むし
ろ比べてみた場合に大学よりは低いといふのが全
国的な平均の実態であります。

を行政職の最低まで引き上げる。そしてお頭の
ほうには国家公務員の共済組合等の最高限度の十一
万円に引き上げるほうが、私学の教職員の福祉に
役立つだろう、こういう趣旨で提案しておるわけ
でございます。

〇三木(喜)委員 関連でありますからこれでおき
ますが、問題の焦点につきましては今後の進展の
中ではつきりしてくだらうと思ひます。その時
点において、こちらとしましてまた質問をする
機会があらうと思ひますので、これでおきます。

〇三木(喜)委員 関連でありますからこれでおき
ますが、問題の焦点につきましては今後の進展の
中ではつきりしてくだらうと思ひます。その時
点において、こちらとしましてまた質問をする
機会があらうと思ひますので、これでおきます。

〇三木(喜)委員 関連でありますからこれでおき
ますが、問題の焦点につきましては今後の進展の
中ではつきりしてくだらうと思ひます。その時
点において、こちらとしましてまた質問をする
機会があらうと思ひますので、これでおきます。

〇三木(喜)委員 関連でありますからこれでおき
ますが、問題の焦点につきましては今後の進展の
中ではつきりしてくだらうと思ひます。その時
点において、こちらとしましてまた質問をする
機会があらうと思ひますので、これでおきます。

〇渡海委員長 次に私立学校教職員共済組合法等
の一部を改正する法律案を議題いたします。質疑
の通告がありますのでこれを許します。二宮武夫
君。

〇二宮委員 私立学校教職員共済組合法等の一部
を改正する法律案の問題に就いて御質問をいたし
たいと思ひます。

〇二宮委員 私立学校教職員共済組合法等の一部
を改正する法律案の問題に就いて御質問をいたし
たいと思ひます。

〇二宮委員 私立学校教職員共済組合法等の一部
を改正する法律案の問題に就いて御質問をいたし
たいと思ひます。

〇二宮委員 私立学校教職員共済組合法等の一部
を改正する法律案の問題に就いて御質問をいたし
たいと思ひます。

〇二宮委員 私立学校教職員共済組合法等の一部
を改正する法律案の問題に就いて御質問をいたし
たいと思ひます。

〇二宮委員 私立学校教職員共済組合法等の一部
を改正する法律案の問題に就いて御質問をいたし
たいと思ひます。

〇二宮委員 私立学校教職員共済組合法等の一部
を改正する法律案の問題に就いて御質問をいたし
たいと思ひます。

員長が文教委員を代表して弔電をお贈りくださったという事でございすけれども、僻地の学校に於て三十年、その夢破れてついに自殺をしたという先生があるわけでございます。このように自分の死をかけて教育を守るといふ先生があられる、こういう具体的な例が出てまいったのでございすけれども、なおそのほかに採用が非常に困難な状況になりますと、新卒の若い人たちは、どういふところでもいいからいつちよう学校に行つてみたいんだという事で、僻地に赴任をする事とも何とも思わない。ところがそこまじりす、その地域では経験者が少ないのですから、あるいは学年の責任者になったり、あるいは重要なポストにつかされるということがある。ところが自分の教育体験から考えてそういうポストを充足させるだけの力がない、そのために辺地ノイローゼにかかりまして、いろいろな事件を起こすような問題が起つてくる。そういう一つの傾向があるのと同時に、僻地に定着をしてしまつて、僻地におりさすれば自分の教員の寿命というものは一応相当年数までは保てるものだという事で、教育に熱意を失ひながらも僻地に定着をするというふうな型の人私も私は承知をしておるわけでございます。私は僻地の問題がこの前のいわゆる限度政令という問題とからんで、これは福田初中局長にひと十分御検討をいただかなければならぬのでございすけれども、当時山中議員あるいは参議院の小林君が大臣あるいは初中局長に尋ねまして、この限度政令の緩和のためにいろいろの方策がある、その中に僻地における小規模学校に対する教員の配置というものを十分に考えるべきである、こういう問題を相当に議論をされたと思つてございす。これはこの委員会の席上におきまして、大臣に即答しろといふことは無理な話だと私は聞いておりましたけれども、大蔵省の主計局の人もお見えになって、そこでこういう問題についての質疑をなされました。ただし私は一國の文教行政を担当する大臣としては、非常に地域的に格差のある、あるいは離島であると

かあるいは山村、漁村におけるところの、非常に社会的経済的文化的に立地条件の悪いところにおる人々に対する教育行政といふものを、あるいは市町村の責任においてあるいは県の責任においてあるいは国の責任においてやらなければならぬ分野が非常にたくさんあるわけでございます。あの限度政令の問題の際にも相当この問題については強く要望があったわけでございますけれども、たとえば単級学校の解消であるとか、あるいは新一年の複式学校といふものはひとつこの際免除しようではないか、そういう話も事実あったと思つてございす。ところが具体的には、四十年からいふいろいろな問題、予算やその他の拘束がございまして、実際問題はそういうものが解決されないうまま現在までございす。したがつてここに報告されましたような、ほんとうに子供の教育に対して責任を持つ僻地の先生がついに自殺をして自分の教育の責任を負つたといふ、こういう事態も実は起つてきたのだと私は考へる。したがつてこういう僻地の問題、私はへき地教育振興法の文にあるいは施行令あるいは施行規則ですか、そういうものをずつとゆーべ一通り読んでみましたけれども、なるほど文部省のほうとしては、僻地教育の問題については、今年度から本腰になつてこれと取り組む心がまえであるといふ決意のほどは表明されておりますけれども、実は財政的にほんとうに考へてみますと、あまり恵まれたような、非常に悪い立地条件をカバーするだけの財政的な援助といふものが、国あるいは市町村、県においてなされておらないといふのが実態ではないかといふふうに考へます。

そこで、まず大臣にお尋ねをいたしますが、いまのへき地教育振興法といふものに対して、なお一歩進めるという強い御関心をもちになつておられるかどうか。これでは、市町村並びに県にも事業によつては半分の責任がございすけれども、地方自治体といふのは財政的に現在非常に苦しい状況に追い込まれておるわけでございますし、何としてもやはり国がその責任を持つ体制をつくらないと、こういう誘ひ水を出さないと、僻地教育の振興といふことはなかなか困難ではないかとこゝろに考へられます。したがつて、このへき地教育振興法の問題について、具体的にこの点について国として責任を持たなければならぬ、そのためにはこゝろの点を改正すべきであるといふような積極的な意見がおりなのかどうかといふことを、ひとつまず第一番にお伺いしたいと思います。

○愛知国務大臣 僻地教育につきましては、四十年度におきましても相当のくふうをいたしたつもりでございますけれども、これでは足りないといふことで、四十一年度以降につきましては、前向きにさらに積極的に取り組んでまいりたいといふ決意はかたく持つておるわけでございます。その具体的内容についても、寄り寄り検討を進めておるわけでございますが、これらにつきましても誠意を尽くしてやつてまいりたい、これは現内閣といたしまして、たとえば社会開発とか人間尊重とかいふような政治の基本的な考え方から申しましても、教育の面における僻地の教育の振興といふことについてはあらためて努力を払わなければならない、私としてもかねがね考へておりますので、来年度におきましてはさらに進んだ対策を講じてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○二宮委員 社会開発とか、人間尊重とかいふことは近ごろ非常に社会に言ひふらされておりますけれども、実際僻地の教育の問題につきましては、具体的に伊豆列島の僻地のところになわがわがの人が出かけていくといふことはなかなか實際問題としてはできにくい問題であらうかと思ひます。ただし、帳簿の上ではいろいろな調査は完全できておるであらうといふように私は確信をしておるわけでございますが、初中局長にお尋ねいたしますが、僻地といふものに属する学校数といふのは一國全国でどれくらいあるのですか。一級から五級まで分けて、委員会ですからこまかい問題になりますけれども、それぐらいの実態把握

というものがあつてしかなるべきだと思つたのですが……。

○福田政府委員 手持ちの資料で申し上げますと、昭和三十九年度におきまして、本校、分校合をせまして、小学校において六千二百三十八校、それから児童数で六十二万七千八百八十二人となっております。それから中学校におきまして、三十九年度、本校、分校合をせまして二千四百五十九校、生徒数三万五千八百八十三人、こゝろの数になつております。

○二宮委員 ついでにお尋ねしますが、教職員の数、あるいはそれに必要な住宅の不足数、あるいは研修に必要な旅費の実際の必要額、あるいはそれに對して特別に県で支弁をしておるような実例といふものがあるかどうか、あるいは教員定数に於いても、へき地教育振興法では県において独自の定数を置くことができるということになつておるようございすけれども、僻地教育の重大性から考へて教員の増配を特にやつておる県があるかどうか。そのよう具体的なものが集積をして初めて、こゝろといふといふ僻地教育に殉じた先生方の生命をかけての教育といふものを、今後ともやはり国が責任を持つて推進をし得るところの柱にならうかといふように私は考へておるわけですが、小さな数でたいへん失礼でございますけれども、ちよつと私どもお聞きしたいと思ひます。

○福田政府委員 教員数は、同じく三十九年度で、小学校が三万二千八百七十七人、中学校におきまして一万四千三百五十五人となっております。住宅等の不足などの資料につきましてはこまかい資料を持つておりませんが、大体概数として二万一千戸くらいが足りないといふ調査がございす。

それから僻地の定数の問題でございますが、最近各都道府県でも僻地の学校に対する教職員の充実に非常に前向きに検討してまいりまして、私の承知しておりますところでは、四十年におきましてもそういう県がかなり出てまいつております。たとえば北海道のごとき、あるいは

先ほど御指摘のありました秋田県のごときも、具体的に申しますと、僻地の学校で分校二以上のところには余裕定員を一名置くというような配置をしておるようでございます。その他の県におきましてもあると思いますが、私現在詳しい資料を持っておりませんので、その程度をお答え申し上げます。

○二宮委員　こういう資料のやりとりで時間をかけることは非常に皆さん方に御迷惑をおかけすると思ひますので、僻地教育振興に関するそうした文部省が非常に今後とも力を入れるという方針について、その基礎となるべき計数というようなものについては参考資料としてぜひお出しをいたしたいと思ひます。

なお、秋田県が非常に優遇措置をしておるようによ御説明がございましたけれども、この自殺をされました秋田県の学校では実際九学級に対して教員が七名しか配置されていなかったという実態が出ておるようでございます。おそらく欠員補充がなかなか十分できなかった実態の中からこういう問題が起ったのではないかと思ひます。あるいはプールがないために児童が用水路で泳いでおつて溺死をした。それに非常な教育的責任を自分を感じておつた。あるいはいままきをストープに燃やすのにも、一本一本入れるのにまきに惜しみをかける生徒の姿を見て、非常に責任を感じたというようない記事も出ておるわけでございます。

なお伊豆の大島ですか、伊豆のどこかにも、このたび僻地にいたために、教員が発狂状況になつて傷害事件が起つたというようないことも報道されております。私は、そういう具体的な事実を表にして資料としてお出しただくと同時に、根本的な精神としては、教育の機会均等とか、あるいは社会開発とか、あるいは人間尊重とか言ひながらも、実際は僻地の学校というのは冷遇視されておるといふ実態は、これはいふまでもないと思ひます。たとえば、学校の生徒がスクールバスに乗つて学校に通おうとしても、その運営費についてはなかなか困難をきわめておる。私は秋田や、新潟

や、山形等の豪雪地帯の冬の教育の状態を見て回つたことがございますが、学校に通えない。したがつて、お寺かどこかに先生も一緒に宿泊して教育をしなければならぬというようない問題が起つてくる。こういう場合に、私はこれに対しては、特別交付税の措置ができるということを中心として、三十六年度から、おそらくあの地方にもそういうものが交付されておる状況にあると思つておるわけでございます。私は観念的な、頭で考えたような僻地教育振興というものは、とてもこの実態というものは救えない。したがつて教員の状態を分析をいたしますと、今後とも僻地教育に命をささげるといふ先生があるいは起つてくるかもしれない。先生の生命を奪うというようない問題も起つてくるかもしれない。あるいはもう転任で四苦八苦いたしまして、腰がすわらないという教員も出てくるかもしれない。あるいは長いことそこにおつて、自分の身分の安定さえできれば、教育の実績はどうであらうともかわないというようない定着教員ができてくるようなおそれがなきにしもあらずというようない状況が、私は起つてくるということが考えられるわけでございます。したがつてこういうようない犠牲者の出た際でございますから、今後とも文教、特に初中義務教育につきましては、初中局長等におきまして、おれはどこを見たらんだと言つても、実際にその実態の把握はなかなかむずかしいと思ひます。したがつて自分が考えたよりも、相当誇大に予算の要求をやり、あるいはあらゆる機会にすべての施設を完備するといふ熱意を傾けても、なお足りないというのが僻地教育の実態ではないかといふふうに私は考えております。そういうふうないことを希望として申し上げまして、時間も参りましたので、私の質問を終わりますけれども、僻地教育の問題は、ことばやいろいろな机上のプランだけでは済まないのだといふことを十分御確認をいただいて、なくなつた先生に對しまして報いる意味からも、僻地教育振興については、ほんとうに本腰を据えて、大蔵省との折衝に当たり、自

治省との折衝に当たるといふ基本的な態度で今後とも十分やつていただきたいといふことを要望いたしておきます。

以上で質問を終わります。

○渡海委員長　この際、小委員会開会の件について申し上げます。

学校警備員小委員会は、本日の公報でも御承知のとおり、午後二時と予告いたしました。が、小委員から都合により散会後、直ちに開会されたいという希望がございました。

つきましては、先ほどの理事会で御協議願いたしましたとおり、委員会散会後開会することとなりましたので、御了承を願ひます。

次会は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

昭和四十年四月十日印刷

昭和四十年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局